

岩手県告示第511号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成24年岩手県告示第736号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市、九戸郡軽米町、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
- 2 実施した期間 平成24年10月9日から平成25年5月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（災害復興計画に伴う空中写真撮影）